

避難情報と居住者等がとるべき行動等

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 レベル2 大雨・土砂災害 ・氾濫・高潮注意報 (気象庁が単独発表又は気象庁と国土交通省等が共同発表) ※	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※各注意報の発表主体の詳細についてはガイドライン3.2.2を参照

避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	災害種別	洪水等			土砂災害	高潮		
					洪水予報河川 <small>※外水氾濫</small>	水位周知河川 ^{※2} <small>※外水氾濫</small>	その他河川、水路・下水道 <small>※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫</small>				
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 <small>(必ず発令されるものではない)</small>	発表主体 河川事務所または都道府県と気象庁	発表単位 河川ごと	発表主体 河川事務所または都道府県	発表単位 河川ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと
5相当				レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報 ^{※4} 水害リスクライン：黒		レベル5 氾濫発生情報 ^{※4}		レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報 ^{※4} 洪水キキクル：黒 浸水キキクル：黒		レベル5 土砂災害特別警報 土砂キキクル：黒	レベル5 高潮特別警報 レベル5 高潮氾濫発生情報 ^{※4}
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	発表主体 河川事務所または都道府県と気象庁	発表単位 河川ごと	発表主体 河川事務所または都道府県	発表単位 河川ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと
4相当				レベル4 氾濫危険警報 水害リスクライン：紫		レベル4 氾濫危険情報		レベル4 大雨危険警報 (内水氾濫危険情報) ^{※5} 洪水キキクル：紫 浸水キキクル：紫		レベル4 土砂災害危険警報 土砂キキクル：紫	レベル4 高潮危険警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	発表主体 河川事務所または都道府県と気象庁	発表単位 河川ごと	発表主体 河川事務所または都道府県	発表単位 河川ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと
3相当				レベル3 氾濫警報 水害リスクライン：赤		レベル3 氾濫警戒情報		レベル3 大雨警報 洪水キキクル：赤 浸水キキクル：赤		レベル3 土砂災害警報 土砂キキクル：赤	レベル3 高潮警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報	発表主体 河川事務所または都道府県と気象庁	発表単位 河川ごと	発表主体 河川事務所または都道府県	発表単位 河川ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと	発表主体 気象庁	発表単位 市町村ごと
2※				レベル2 氾濫注意報 水害リスクライン：黄		レベル2 氾濫注意情報		レベル2 大雨注意報 洪水キキクル：黄 浸水キキクル：黄		レベル2 土砂災害注意報 土砂キキクル：黄	レベル2 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	早期注意情報							

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：Webサイトで常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認するプル型の情報）

※ 高齢者等以外の人にも、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1 警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルを関連付けるものである。警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発表されるものではない。

※2 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象庁から発表される大雨に関する情報洪水キキクルについても参考とすることができる。

※3 高潮予報海岸については、国交省・都道府県・気象庁が共同して発表。それ以外の海岸については、気象庁が発表。

※4 河川管理者等からの「通報」を受け、都道府県知事等から発表される。（当該通報した者が河川管理者や海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣から発表）

※5 内水氾濫危険情報は、水位周知下水道において都道府県又は市町村から発表される。

※6 下段細字（水害リスクライン、洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクル）は「警戒レベル2相当情報」であり、「警戒レベル2」ではない。